

事業者の皆さまへ

事業所のごみ分別・処理ガイドブック



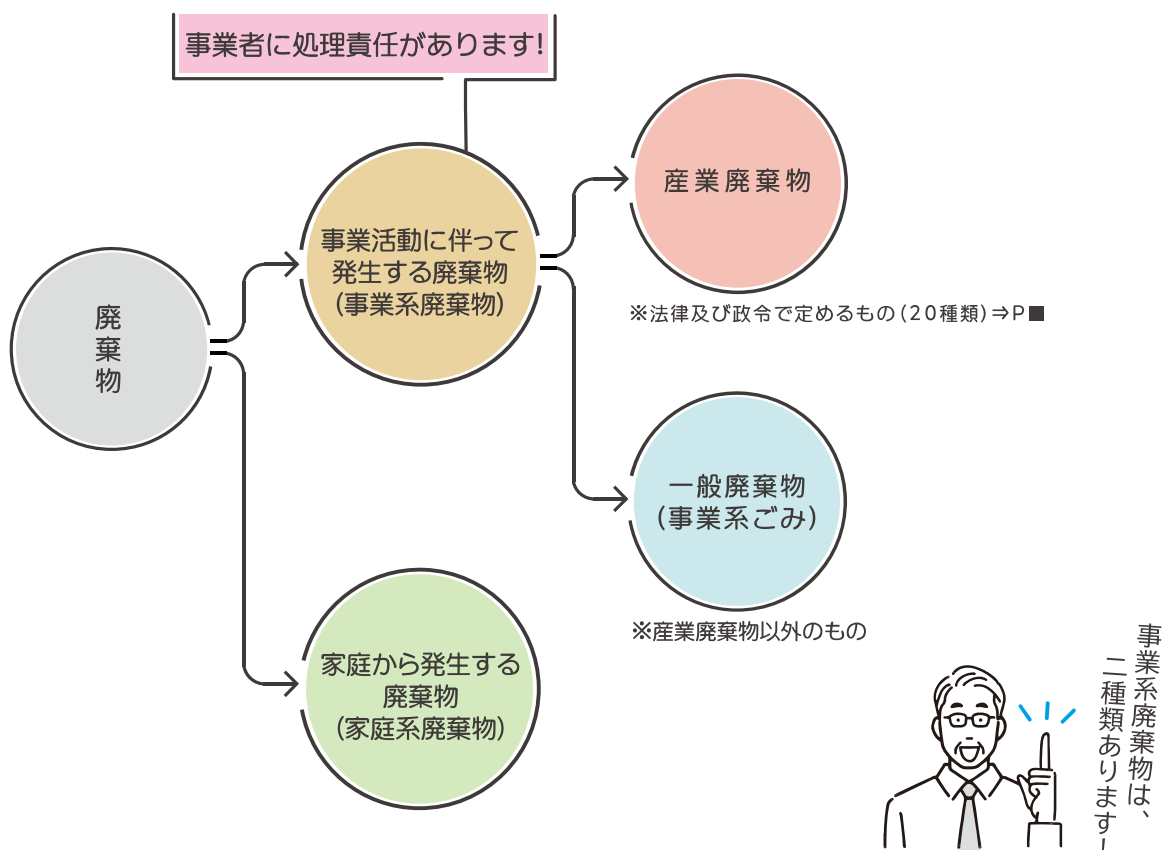
1.北九州市の事業系ごみの現状	
(1)事業系ごみとは	1
(2)事業系ごみ対策の背景	1
2.主な事業系廃棄物の分別	
主な事業系廃棄物の分別一覧表	2～3
3.処理の委託	
(1)産業廃棄物の処理方法	4
(2)産業廃棄物の種類	5
(3)事業系ごみの処理方法	6
(4)事業系ごみ処理に関する市のルール	7
(5)事業系廃棄物の処理フロー	8
4.焼却工場への自己搬入	
(1)焼却工場の搬入ルール	9
(2)焼却工場への搬入状況	9
(3)焼却工場に搬入できない事業系廃棄物	10～11
5.代表4業種ガイド	
(1)オフィス・事務所編	12～13
(2)旅館・ホテル編	14～15
(3)スーパー・小売店編	16～17
(4)飲食店編	18～19
6.リチウムイオン電池等の処理方法	20
7.事業系ごみについて詳しく知りたい方へ	21

1. 北九州市の事業系ごみの現状

(1) 事業系ごみとは

条例では、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物を「家庭廃棄物」、会社やお店などの事業活動に伴って生じた廃棄物を「事業系廃棄物」と区分しています。さらに、事業系廃棄物は「一般廃棄物(事業系ごみ)」と「産業廃棄物」に分かれています。

<廃棄物の区分>



(2) 事業系ごみ対策の背景

現在、北九州市における市民一人あたりの事業系ごみは479gと他政令市と比較して、上から2番目に多い量となっています。これを受け、令和7年10月17日に北九州市の環境保全のため調査審議を実施する環境審議会から、次のような答申を受けました。

- 事業者の意識をさらに高め、リサイクルを促進すること
- 焼却工場での検査・指導体制を強化し、不適切な搬入への対応を厳しくすること
- 周辺市町とのバランスや排出事業者責任を考慮し、処理手数料を適正に見直すこと

本ガイドブックは、北九州市内の事業者の皆様、事業活動に伴って生じるごみの適正な処理方法について理解を深めていただくとともに、排出者としての責任を改めて認識し、ごみの減量およびリサイクルに対する意識の向上を図ることを目的として作成しています。

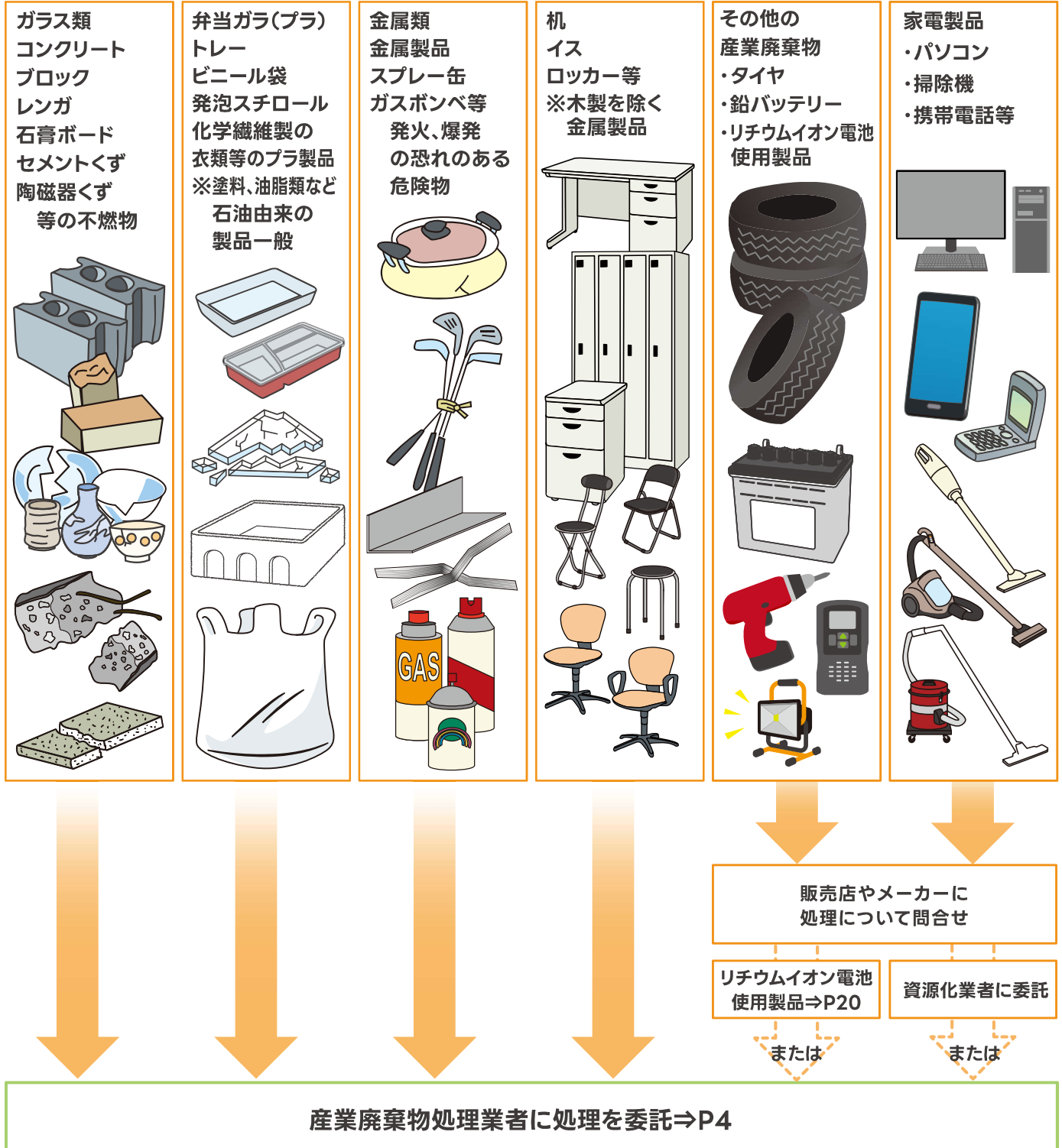
事業活動とごみの問題は、切り離すことのできない関係にあります。本ガイドブックでは、事業所から排出されるごみについて、「まず何を、どのように行うべきか」という基本的な考え方と実務のポイントに重点を置いて整理しています。

本書が、皆様の日々の事業活動における実践的な手引きとなり、持続可能な社会の実現に向けた一助となれば幸いです。改めまして、ごみの減量およびリサイクルの推進に向け、事業者の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

2. 主な事業系廃棄物の分別一覧表

産業廃棄物

市の焼却工場に搬入できないもの



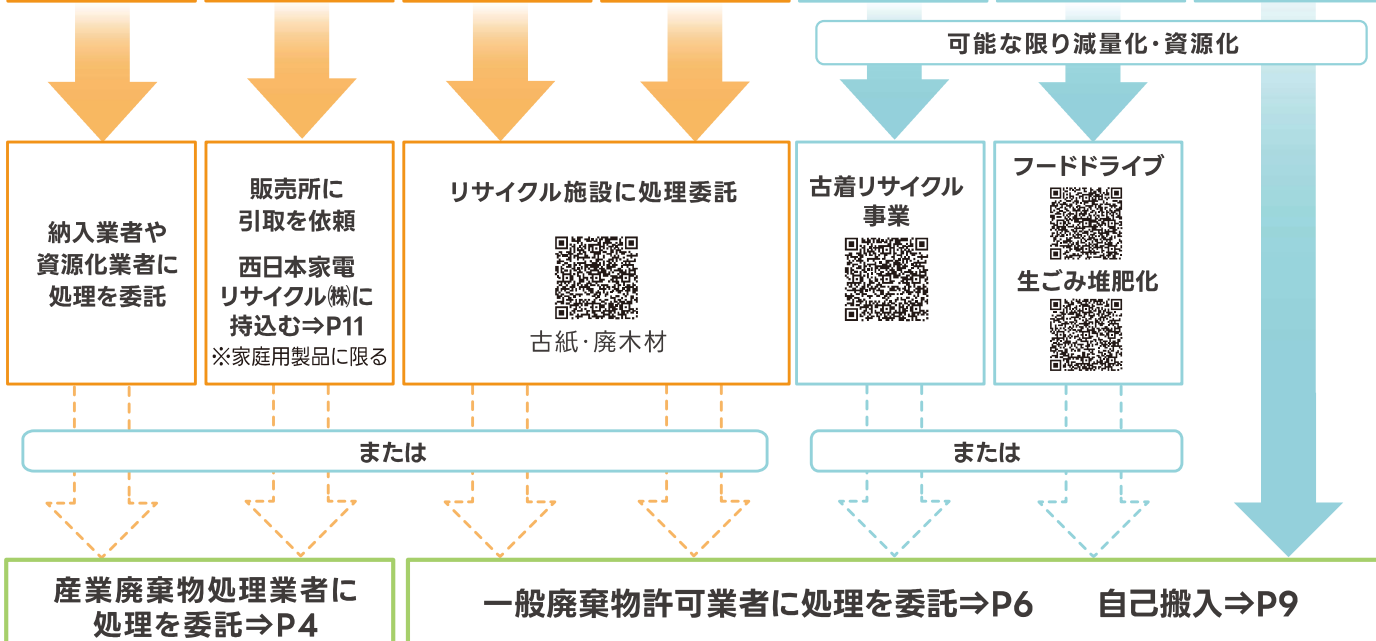
古紙や金属類などは、有価で取引されることがあります。また、まだ使えるものは、再利用に努めてください。

産業廃棄物

一般廃棄物(業種や素材によっては産業廃棄物)

市の焼却工場に搬入できないもの

市の工場に搬入できるもの



3. 処理の委託

(1) 産業廃棄物の処理方法

1. 業者を選びましょう

産業廃棄物の処理を行う場合は、産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託する必要があるため、収集運搬業者と処分業者それぞれの業者と書面で契約しなければなりません。

以下を参考に複数業者から見積を取り、料金を比較の上、業者を選定します。

「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」

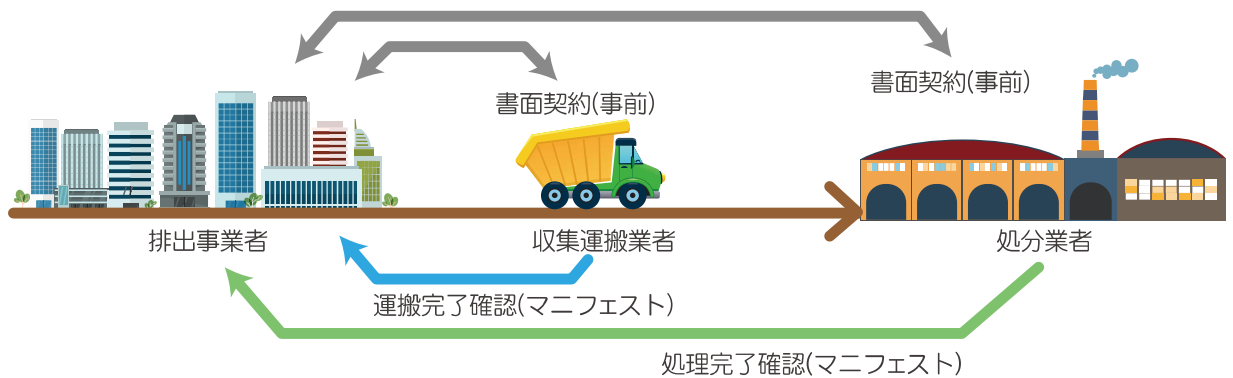


「福岡県産業廃棄物処理業者名簿」



2. 委託契約を交わしましょう

収集運搬業者と処分業者のそれぞれと書面で委託契約を交わしましょう。



《委託契約確認事項》

委託契約を結ぶ前に、次の点を確認しましょう。

- ・産業廃棄物の種類が契約書に明記されている
- ・委託する業務(収集運搬/処分)が明確である
- ・委託先が必要な許可を有している
- ・マニフェストの取扱いが定められている

※委託契約の詳細は、産業廃棄物許可業者に直接相談するか以下をご参考ください

公益社団法人全国産業資源循環連合会
産業廃棄物処理委託契約



3. マニフェストを交付・確認しましょう

マニフェスト(産業廃棄物管理票)は、産業廃棄物が適性に処理されたことを確認するための制度です。マニフェストについては、次の点を確認しましょう。

- ・産業廃棄物の引渡し時に、処理業者にマニフェストを交付する
- ・処理完了の確認も、処理業者から回付されるマニフェストを確認する
- ・施設の維持管理・稼働状況など、契約書に従って適正処理がされているか確認する
- ・翌年度の6月30日までに交付等状況報告書を提出する

※マニフェストの保存義務は、5年間です。紛失防止のためにも、「電子マニフェスト」の導入もご検討ください

【ポイント】

▶▶▶▶ 電子マニフェストについて

電子マニフェストとは、産業廃棄物の処理状況をインターネット上で確認・管理できる制度です。今までの紙の管理表に代わり、専用システムで情報を登録し、処理の流れをリアルタイムで確認することができるため、事務の効率化やデータの透明化が図れます。詳細は、以下にお問合せください。

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター



(2) 産業廃棄物の種類

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの(業種限定なし)	① 燃え殻	石炭から、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他の焼却残さ
	② 汚泥	排水処理後及び各種製造業の生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	④ 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	⑨ ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	⑩ 鉱さい	スラグ、ノロ、鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの(業種限定あり)	⑬ 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭ 木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材・木製品製造業(家具製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等 ※パレット等については業種限定なし
	⑮ 繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	⑳ 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固型化物)	

上記のほか、爆発性、毒性、感染性などの性状を有する「特別管理産業廃棄物」が政令で定められています。

※水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったもので環境省令で定めるものは「水銀使用製品産業廃棄物」となります。



産業廃棄物に関するお問合せ先

北九州市 環境局 産業廃棄物対策課 ☎093-582-2177

(3) 事業系ごみの処理方法

1. 業者を選びましょう

事業系ごみを排出する事業者が、それぞれに適した契約方式を選ぶことができます。収集方法や料金などは、一般廃棄物収集運搬許可業者(以下、許可業者)に、直接お問い合わせください。



北九州市HP

2. 許可業者との契約方式を決めましょう

事業所のごみ処理契約には、①専用袋、②定額制、③従量制の3種類があります。事業の規模やごみの種類・発生量に応じて最適な方式を選びましょう。

契約方式	内容
専用袋	事業系ごみ専用の有料袋を購入・使用する方式です。ごみが毎日少量排出される小売店や飲食店に向いています。
定額制	ごみの種類や量、収集回収等によって、月々決まった料金を支払う方式です。ごみの排出量に増減が少ないオフィスビルや事務所向いています。
従量制	ごみの種類や収集回収等、その都度排出されたごみ量に応じて料金を支払う方式です。不定期にごみの大量排出がある製造業等に向いています。

3. 許可業者による収集方法について

事業系ごみの収集方法には、商店街単位、地域単位、あるいは支店や営業所などをつなぐルートなど様々あります。事業所の立地や回収頻度に応じて、適した収集方法を選択してください。

収集方法	内容
ブロック収集	一定の区域(市場や商店街)などの単位で回収する方法です。 
ルート収集	市内の支店や営業所をつなぐ回収ルートを設定し、回収する方法です。 
個別収集	事業所ごとに契約し、回収日時・方法を個別に設定する方法です。 

※収集方法の可否や詳細な条件は、地域や契約内容、許可業者により異なりますので、必ず事前に許可業者に確認してください。

(4) 事業系ごみに関する市のルール

1. 市の指定袋(家庭ごみ、プラスチック、かん・びん、ペットボトル袋)は使用できません

事業所から排出されるごみは、原則として市の指定袋(家庭ごみ袋等)を使用して捨てることはできません。事業系ごみは、事業者自らの責任と負担によって適正に処理することが廃棄物処理法で定められているからです。



事業者自ら市の焼却工場やリサイクル施設に持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して適正に処理しましょう。



2. 住居併設事業所について

以下の条件をすべて満たす事業者(住居併設事業所)に限っては、市の指定袋(家庭ごみ袋)による収集を行っています。

- ①住居と事務所建物が構造上一体であるもの
- ②家庭ごみとの区別が困難である
- ③ごみ量が家庭並みに少ない(目安:1日に2袋程度)

※ご自身だけで判断せず、必ず下記に一度ご相談ください。

➤ お問合せ先

北九州市 環境局 循環社会推進課
☎093-582-2187



(5) 事業系廃棄物の処理フロー

一般廃棄物(事業系ごみ)

北九州市の「一般廃棄物収集運搬業許可」を有する業者に委託します。

事業系一般廃棄物の

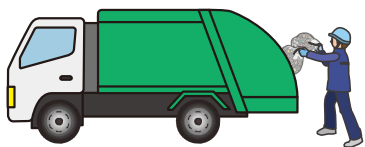
- 分別種類
- 収集方法
- 料金を相談しましょう。



(廃棄物処理法第6条の2第6項)



排出時は、適正に分別して業者が指定するゴミ袋に入れて下さい。



北九州市の一般廃棄物収集運搬許可業者が収集します。



- 焼却処理
市の焼却場へ搬入され、焼却されます。
- リサイクル
許可業者のリサイクル施設へ搬入され、リサイクルされます。



処理後の残渣は、最終処分場へ運ばれ埋立処分されます。

産業廃棄物

「産業廃棄物処理業の許可」を有する業者に委託します。

- 分別種類
- 収集方法
- 料金を相談しましょう。また、委託契約を書面で行う必要があります。



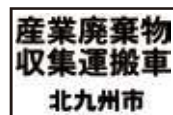
(廃棄物処理法第12条第5項)



引き渡す際には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。



産業廃棄物収集運搬業許可業者が収集します。



- 中間処理
産業廃棄物処理業許可業者等の施設にて、様々な方法で中間処理されます。
- リサイクル
産業廃棄物処理業許可業者等のリサイクル施設へ搬入されリサイクルされます。



処理後の残渣は、埋立処分場へ運ばれ埋立処分されます。

処理業者と委託契約

事業所から排出

収集・運搬

中間処理
リサイクル

最終・処分

4. 焼却工場への自己搬入

(1) 焼却工場の搬入ルール

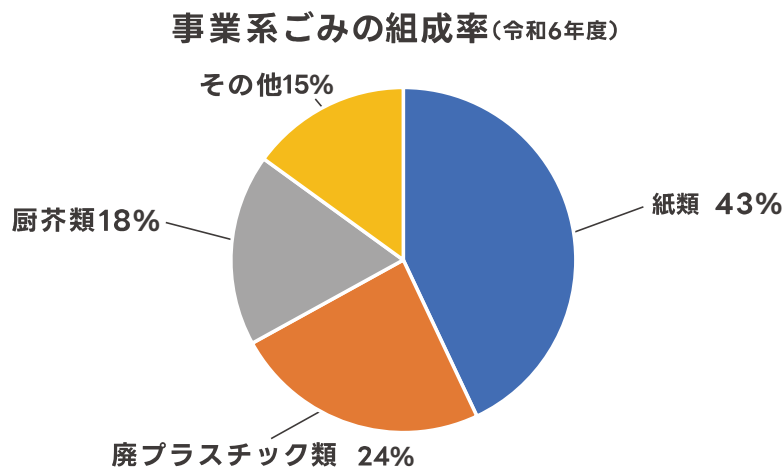
焼却工場には、事業系ごみを事業者自ら搬入することもできますが、なかには「搬入できないごみ」があります。ごみの減量化・資源化を進めるため、また処理施設を安全に運転するためにルールを決めていますので、遵守いただきますようお願いいたします。

搬入できないごみの詳細は、事前に持ち込む各工場にお問い合わせください。

施設名	受付・搬入時間	場所・電話番号
ごみ処理手数料	～令和8年8月31日 ▶ 10kgまでごとに100円(内税) 令和8年9月1日～ ▶ 10kgまでごとに150円(内税) 令和9年9月1日～ ▶ 10kgまでごとに230円(内税)	
日明工場	平日・土曜・祝日 午前6時～午後5時 日曜 午前6時～午前8時30分	小倉北区西港96-2 ☎581-7976
不燃粗大仮置場	平日・土曜・祝日 午前8時25分～午後5時	
新門司工場	平日・土曜・祝日 午前6時～午後8時 日曜 午前6時～午前8時30分	門司区新門司3-79 ☎481-4727
皇后崎工場	午後5時～午後8時	八幡西区夕原町2-1 ☎642-6731

(2) 焼却工場への搬入状況

焼却工場に搬入される事業系ごみの内訳を調査したところ、リサイクル可能な古紙や産業廃棄物として処理すべきプラスチックが多く混入されていることがわかりました。



【ポイント】

▶▶▶▶ 搬入前検査について

市では、違反ごみの搬入を防ぐため、ごみ搬入車両の搬入前検査を強化しています。

搬入されたごみを広げてチェックし、違反を確認した場合は、指導して持ち帰っていただくこととしています。

(令和6年度 指導持ち帰り件数 129件)

悪質な違反には警告書を発し、場合によっては搬入停止とする可能性もありますので、排出事業者の皆さまにおかれましては、ごみ排出前の分別徹底をお願いいたします。

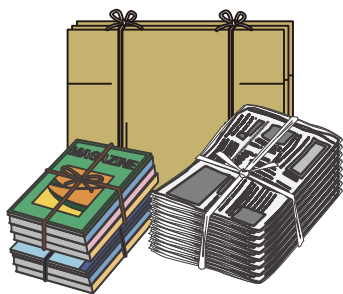


(3) 焼却工場に搬入できない事業系ごみ

● 市外ごみ

北九州市以外から排出された事業系ごみは、搬入できません。
処分方法は、ごみが発生した自治体へお問い合わせください。

● リサイクルできるもの



古紙



廃木材

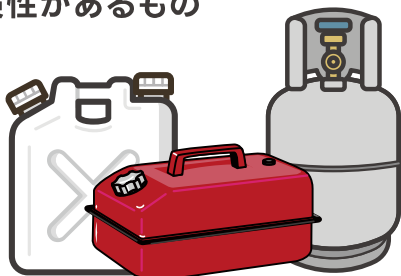


かん・びん・ペットボトル

納入業者や資源化業者に処理を委託 もしくは
処理方法 古紙・廃木材 ▶ 一般廃棄物収集運搬許可業者 に処理を委託
かん・びん・ペットボトル ▶ 産業廃棄物処理業者



● 危険性があるもの



爆発の危険のあるもの



発火の危険があるもの



処理方法

まずは、購入元のメーカー等にお問い合わせください。
処理先が見つからない場合、
北九州市環境局産業廃棄物対策課(☎ 093-582-2177)に
お問い合わせください。

● パソコン



処理方法

「資源有効利用促進法」に基づき、
各メーカーがリサイクルしています。
詳細は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】
一般社団法人パソコン3R推進協会
☎ 03-3292-7518



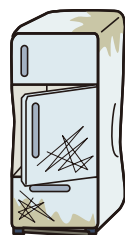
● 家電4品目



エアコン



テレビ



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・乾燥機

※家庭用機器を業務用として使用していた場合が対象。
専ら業務用として製造・販売されている機器は産業廃棄物として処理を委託。

処理方法

- ①新しく購入する → 購入する販売店に引取依頼
- ②以前購入した販売店がある → その販売店に引取依頼
- ③上記以外 ・家電リサイクル協力店に相談 ・西日本家電リサイクル(株)に持込



若松区響町一丁目62番地
093-752-2424



● 小型電子機器

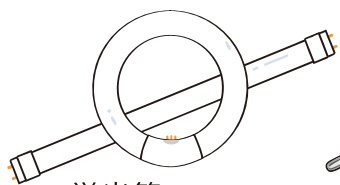
処理方法

国の認定を受けた、「小型家電リサイクル法認定事業者」に引き渡し、適切に再資源化しましょう。

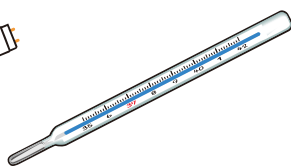


携帯電話、小型ゲーム機、デジタルカメラ、電子辞書、電気シェーバー など。

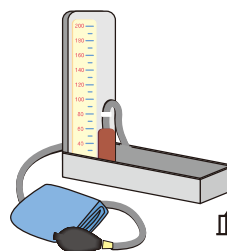
● 水銀使用製品(蛍光管など)



蛍光管



水銀体温計



血圧計

処理方法

水銀を使用した製品別で問合せ先が異なります。

【蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計】
(株)ジェイ・リライツ 093-752-2386

【上記以外】 ジャパンウエスト(株) 093-481-6050



ジェイ・リライツ



ジャパンウエスト

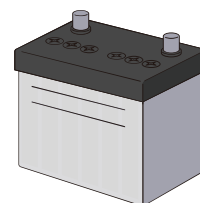


市が区役所や電器店等に設置する回収ボックスは家庭用であり、事業所から出るものは回収できませんので、ご注意ください。

● 鉛使用製品(自動車用鉛バッテリーなど)

処理方法

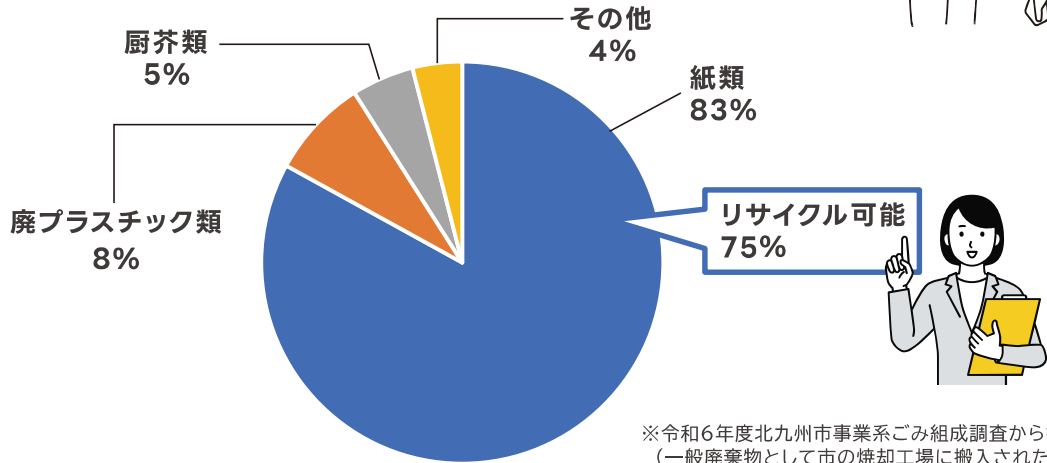
まずは、バッテリー等の販売店にお問い合わせください。
焼却工場には搬入できませんので、産業廃棄物として適正に処分をお願いいたします。



5.代表4業種ガイド

(1) オフィス・事務所

● オフィス・事務所のごみの排出状況



！ 特徴

- ・ 排出されたごみのうち、紙類が80%以上を占めています
- ・ 紙類について、リサイクル可能な紙類(特に雑がみ)が多くごみが混入しています
- ・ 廃プラスチック類が2番目に多く混入しており、適正処理ができていません

✓ チェックリスト

以下は「オフィス・事務所」におけるごみの減量と資源化に向けた行動例を示しています。あなたの事務所独自の取り組みを考えるきっかけにしてください。

リデュース

- 両面コピーの実施、使用済み用紙の裏面利用などにより、紙の使用量を削減している
- 会議資料の電子化などペーパーレス化を推進している
- 事務用品の使用量、購入量の把握・在庫管理をしている
- 個人のごみ箱を撤去して、共有のごみ箱を設置している

リユース

- 使用済み封筒、ファイル等の再利用をしている
- 通い箱・袋(運搬資材や梱包材の繰り返し使用)を導入している

リサイクル

- 古紙(新聞・雑誌・段ボール・雑紙など)を分別・資源化している
- 印刷用紙は再生紙を使用し、事務用品は再生品を利用している

その他

- 事業所内のごみの発生量と資源化量を概ね把握している
- 3Rによるごみ減量の意義、取り組みを従業員に周知している
- プラスチック類は分別の上産業廃棄物として適切に排出し、リサイクル(焼却除く)につながる処理を行っている



● 紙資源のリサイクル＜取り組み例＞

古紙は種類ごとに分別し、リサイクルへ。市の焼却工場には搬入できません。
分別後は、古紙回収業者へ持ち込むか、許可業者に収集を依頼してください。
なお、令和8年4月から町内会、まちづくり協議会等にも持ち込みが可能になりました。
詳しくは、右QRコードから北九州市のホームページをご確認ください



事業系古紙について

リサイクル可能な紙類



リサイクルできない紙類(禁忌品)

下記のような紙類はリサイクルできません。可燃ごみとして排出してください。



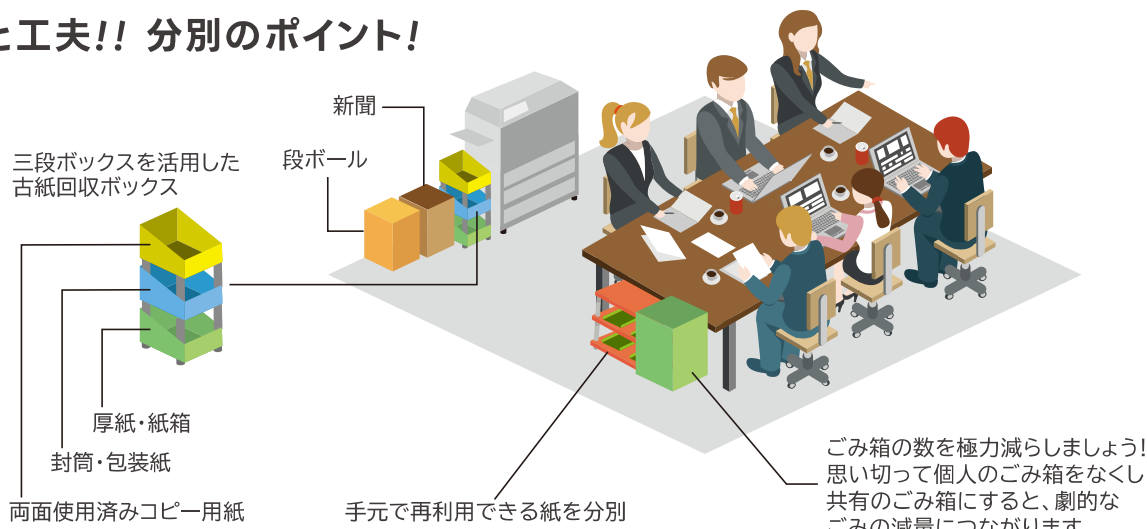
詳しくは、公益財団法人
古紙再生促進センターの
ホームページをご確認ください。



古紙の分別・リサイクルを進めるためには

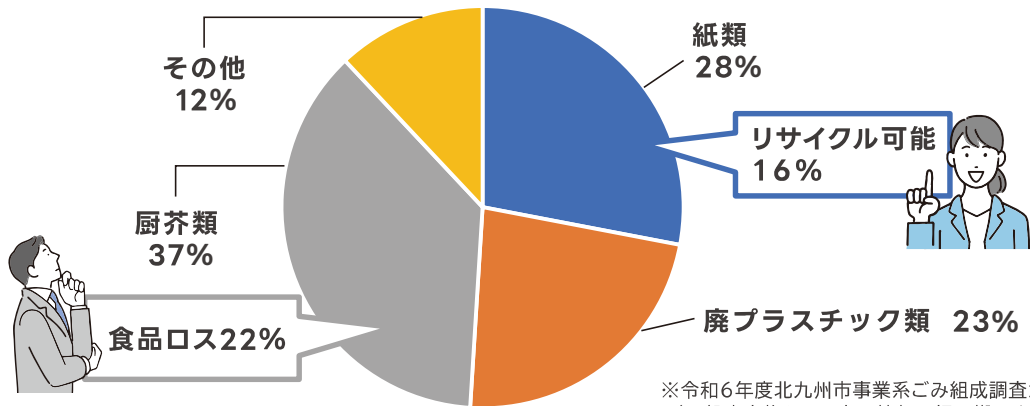
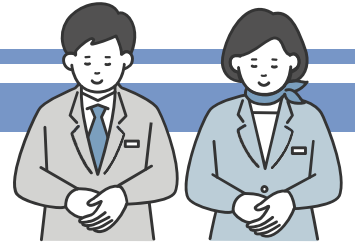
- ① 古紙の分別・リサイクルを会社の方針として進めることが重要です。
- ② 担当する社員を決め、ルールを定め、社内に周知します。
- ③ 分別の意識を高め、取りくみやすい環境を整えます。

ひと工夫!! 分別のポイント!



(2) 旅館・ホテル

● 旅館・ホテルのごみの排出状況



※令和6年度北九州市事業系ごみ組成調査から推計
(一般廃棄物として市の焼却工場に搬入されたもの)

！ 特徴

- ・排出されたごみのうち、紙類、プラスチック、厨芥類の3つ大部分を占めています
- ・厨芥類の大半が食品ロスに由来するものです
- ・リサイクル可能な紙類も多く混入しています

✓ チェックリスト

以下は「旅館・ホテル」におけるごみの減量と資源化に向けた行動例を示しています。あなたの旅館・ホテル独自の取り組みを考えるきっかけにしてください。

リデュース

- 需要を予測して計画的な仕入を行うなど、食品ロスを出さない工夫をしている
- 食品くずなどを廃棄するまえに、水切りを徹底している

リユース

- はし、コップ、おしぼり等は使い捨てでなく、再生利用できる素材のものを使用している
- 仕入用に通い箱を使用するなど、運搬資材・梱包材を繰り返し利用している

リサイクル

- 古紙(新聞・雑誌・段ボール・雑紙など)を分別・資源化している
- 生ごみの資源化をしている(生ごみ処理機の導入など)
- パンフレットやチラシ、包装紙などの用紙に再生紙を使用している

その他

- 店舗内のごみの発生量と資源化量を概ね把握している
- 3Rによるごみ減量の意義、取り組みを従業員に周知している
- プラスチック類は分別の上産業廃棄物として適切に排出し、リサイクル(焼却除く)につながる処理を行っている



● 食品ロスについて＜取り組み例＞

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
国内では生産から消費までの各段階で日常的に多く発生しており、その削減が重要な課題です

発生抑制(リデュース)が最優先

食品ロス削減のために、まずは、発生抑制(リデュース)を最優先しましょう！
具体的には、以下のような取り組みにご協力をお願いいたします！



①ごみを分別・計量し、発生する量や原因・課題を把握する

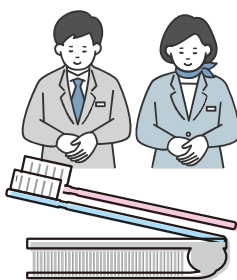


②需要を予測して計画的な仕入を行い、売れ残りを防ぐ



③調理時に食材を無駄なく使い切り、提供時も小盛りを持ち帰りで食べ残しを減らす

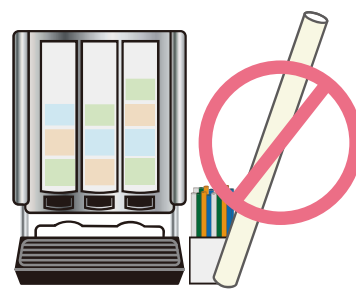
● プラスチック類の分別徹底・リデュース等について＜取り組み例＞



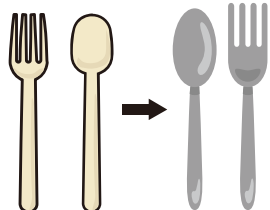
歯ブラシやくしなどの持参を促す



シャンプーなどを詰め替え容器にして、使い捨て個包装等を廃止



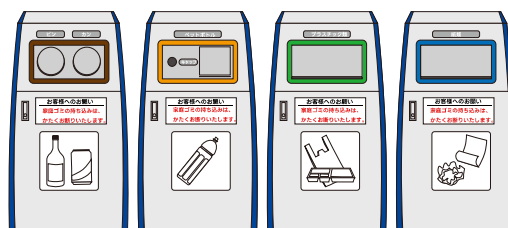
ドリンクバーでのストロー常備廃止



プラスチック製の配布物品の提供廃止や素材を変更



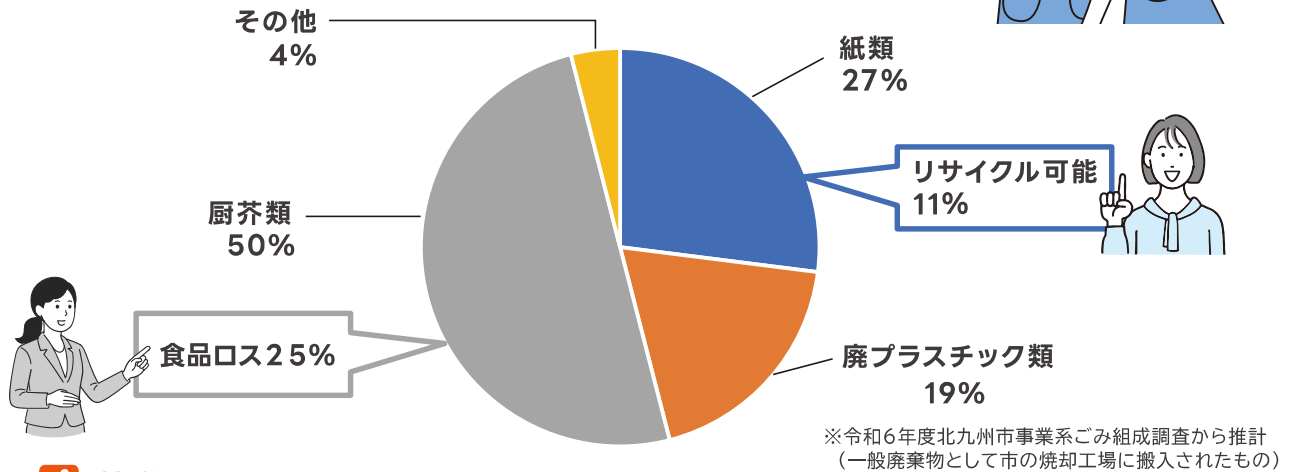
リユース食器の使用



旅館・ホテル内のごみ分別徹底と回収体制の強化
特にプラの分別回収にご協力をお願いします！

(3)スーパー・小売店

●スーパー・小売店のごみの排出状況



！ 特徴

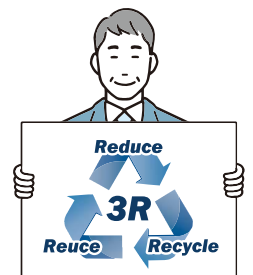
- ・排出されたごみのうち、厨芥類が半分以上を占めています
- ・厨芥類の大半が食品ロスに由来するものです
- ・リサイクル可能な紙類も多く混入しています

✓ チェックリスト

以下は「スーパー・小売店」におけるごみの減量と資源化に向けた行動例を示しています。あなたのスーパー・小売店独自の取り組みを考えるきっかけにしてください。

リデュース

- 過剰包装しないよう、簡易包装・無包装での販売をしている
- 購入した商品が長く使われるよう修理／修正サービスを充実させている
- 販売管理の徹底などにより、売れ残りを減らす取り組みをしている



リユース

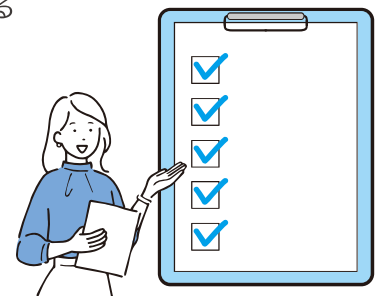
- 詰め替え商品など長期間繰り返し利用できる商品を積極的に販売している
- 仕入用に通い箱を使用するなど、運搬資材・梱包材を繰り返し利用している

リサイクル

- 古紙(新聞・雑誌・段ボール・雑紙など)を分別・資源化している
- 販売した商品や使用済商品を回収し、資源化している
- パンフレットやチラシ、包装紙などの用紙に再生紙を使用している

その他

- 店舗内のごみの発生量と資源化量を概ね把握している
- 3Rによるごみ減量の意義、取り組みを従業員に周知している
- プラスチック類は分別の上産業廃棄物として適切に排出し、リサイクル(焼却除く)につながる処理を行っている



● 生ごみのリサイクルについて

食品ロス対策の一環として、調理くずや食べ残しなどの生ごみを再生利用(リサイクル)する方法があります。事業所から排出される生ごみの量や内容、処理にかかる経費などに応じて、適切なリサイクル方法をご検討ください。

生ごみリサイクルの方法

1. 自らリサイクルを行う

事業所内に生ごみ処理機を設置し、自ら生ごみを堆肥化する方法があります。

(注)1日に5トン以上の生ごみ処理を行う場合は、一般廃棄物処理施設としての設置許可が必要です。

詳しくは、環境局施設課(☎093-582-2184)までお問合せください。

2. リサイクル業者を利用する

生ごみ処理を外部に依頼する場合、次のいずれかの業者を利用することができます。

(1) 一般廃棄物処分量の許可を有する業者

(2) 食品リサイクル法に基づく「登録再生利用事業者」または「再生利用事業計画の認定」を受けた事業者

(注)食品廃棄物をリサイクルする場合に限り、収集運搬業の許可が不要になるなどの特例が法律で認められています。この制度により、市外の業者や施設を利用できる場合があります。

詳しくは、農林水産省のホームページをご確認ください。



食品リサイクル法の登録
再生利用事業者(農林水産省)



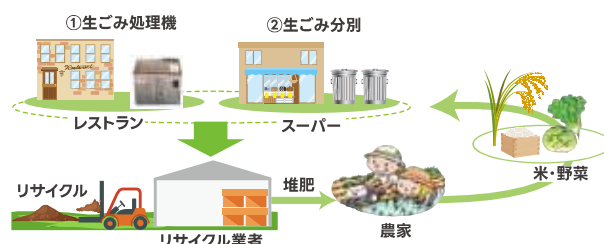
再生利用事業計画の認定を
受けた事業者(農林水産省)

生ごみの循環リサイクル

たい肥化された生ごみは、農家など肥料として活用され、そこで生産された米や野菜が、再び消費者のもとへと提供されます。

北九州市では、リサイクル業者や収集運搬業者の協力を得ながら、実証事業等を通じて、

廃棄された生ごみが資源として循環し、農作物等の生産へとつながる「資源循環型社会(地消地循環)」の仕組みづくりに取り組んでいます。



● フードバンク・フードドライブについて

フードバンクは、販売できない未使用食品を集め、福祉団体などに提供する団体です。

家庭や事業者から食品を集める活動は「フードドライブ」と呼ばれ、各地で広がりを見せています。

北九州市で活動しているフードバンク団体

認定NPO法人 フードバンク北九州ライフアゲイン

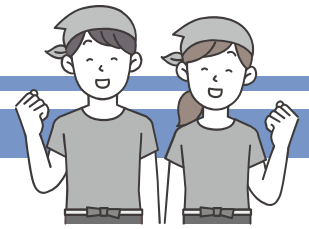
〒805-0019 北九州市八幡東区中央2丁目14-17

☎093-672-5347 ※月・水・金のみ 10:00~17:00

URL <https://fbkitaq.net>

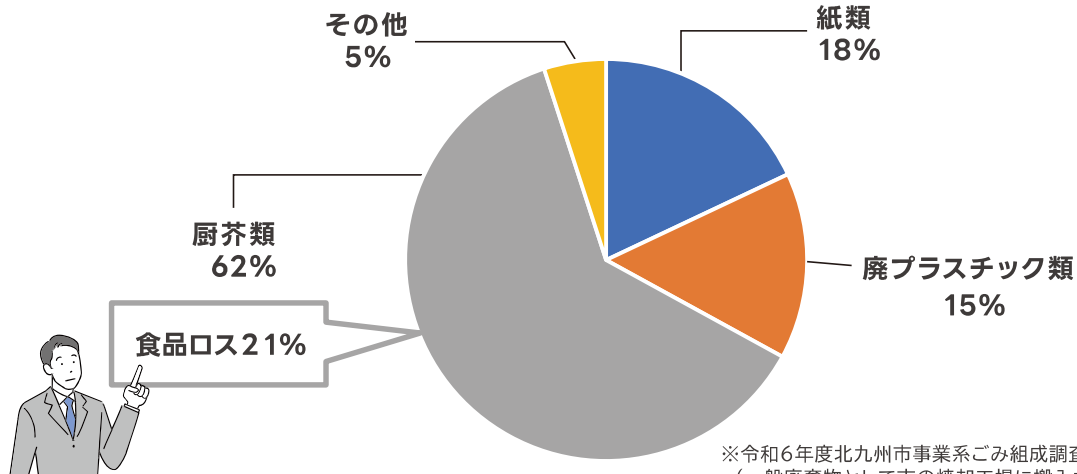
北九州市内のフードドライブ情報





(4) 飲食店

● 飲食店のごみの排出状況



※令和6年度北九州市事業系ごみ組成調査から推計
(一般廃棄物として市の焼却工場に搬入されたもの)

! 特徴

- ・排出されたごみのうち、厨芥類が60%以上を占めています
- ・厨芥類の大半が食品ロスに由来するものです
- ・油等で汚れている紙類(リサイクル不可能)が多く混入しています

✓ チェックリスト

以下は「飲食店」におけるごみの減量と資源化に向けた行動例を示しています。
あなたの飲食店独自の取り組みを考えるきっかけにしてください。

リデュース

- 食品ロスを出さない工夫をしている
- 「残しま宣言応援店」に登録をしている
- 食品くずなどを廃棄するまえに、水切りを徹底している



リユース

- はし、コップ、おしぼり等は使い捨てでなく、再生利用できる素材のものを使用している
- 仕入用に通い箱を使用するなど、運搬資材・梱包材を繰り返し利用している

リサイクル

- 古紙(新聞・雑誌・段ボール・雑紙など)を分別・資源化している
- 生ごみの資源化をしている(生ごみ処理機の導入 など)
- パンフレットやチラシ、包装紙などの用紙に再生紙を使用している

その他

- 店舗内のごみの発生量と資源化量を概ね把握している
- 3Rによるごみ減量の意義、取り組みを従業員に周知している
- プラスチック類は分別の上産業廃棄物として適切に排出し、リサイクル(焼却除く)につながる処理を行っている



● 飲食店のごみ処理、特にご注意ください

P7にも記載がありますが、本市では、以下の条件をすべて満たす住居併設事業所の場合に限り、例外的に「市の指定袋(家庭ごみ袋)」を使用することができます。

いずれか一つでも満たさない場合は、事業系ごみとして処理が必要です。

- ① 住居と事務所建物が構造上一体であるもの
- ② 家庭ごみとの区別が困難である
- ③ ごみ量が家庭並みに少ない(目安:1日に2袋程度)



事業系ごみを家庭ごみの集積場所に排出することは、不法投棄に該当し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第25条)により次の罰則が科される場合があります。
・5年以下の懲役、または1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金

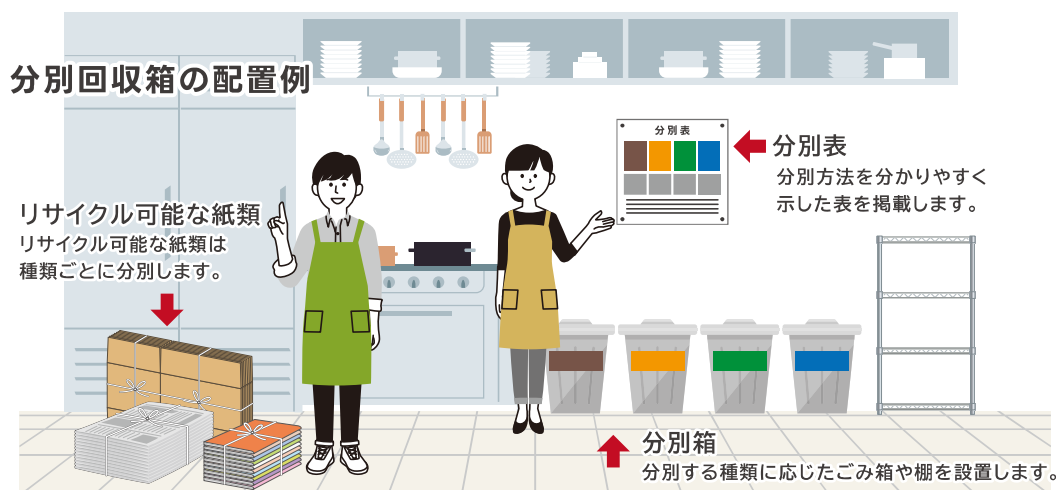
ご自身だけで判断せず、必ず下記に一度ご相談ください。

事業系ごみに関するお問い合わせ先▶北九州市環境局循環社会推進課 ☎093-582-2187

● 職場環境について

飲食店の現場は、日々の業務がスピード勝負。

そのため、ごみが発生した「その瞬間」に、誰でも・迷わず・同じ分別ができる環境づくりが重要です。まずは、「分別容器の配置」「表示やイラストによる分別ルールに見える化」など、従業員が分別しやすい職場環境を整えることから始めましょう。



● 「残しま宣言応援店」について

北九州市では、食品廃棄物削減の取組として、市民や飲食店等が参加できる「残しま宣言」運動を実施しています。

本取組の一環として、外食時の食べ残しをなくす取組を行う飲食店等を「残しま宣言応援店」として登録し、市のホームページで紹介しています。以下の6項目のうち、1項目以上の取組を実施していれば登録が可能です。詳しくは、QRコードからご確認ください。

- | | |
|-----------|-----------|
| a. 特典付与 | d. お声かけ運動 |
| b. 提供量の調整 | e. 啓発活動 |
| c. 持ち帰り対応 | f. 独自の取組み |

北九州市HP ▶



残しま宣言運動 北九州市 🔍



6.リチウムイオン電池等の処理方法

ご存知、 ですか!?!

「リチウムイオン電池」
などは正しく処分しな
いと火災の原因となる
おそれがあります!



このため、リチウムイオン電池・電池使用製品の排出時には、以下の点を守ってください。



無理に 外さない

電池一体型の製品は、無理に取り外そうとせず、製品のまま排出する。



**他の廃棄物と
混ぜない**

リチウムイオン電池・電池使用製品は、その他の廃プラスチックや金属くずと分ける。



ぬらさない

雨や水にぬれない場所で保管する。



**電池の端子部分を
露出させない**

電池を取り外はせずせる場合は、ビニールテープなどで端子部分を覆う。

リチウムイオン電池が使用されている製品の具体例



電動工具



コードレス家電
(充電式掃除機など)



充電式投光器



トランシーバー



デジカメ



電話機
(固定・携帯・スマホ)



ノートパソコン・
タブレット



モバイル
バッテリー



加熱式たばこ



電気シェーバー・
電動歯ブラシ



ハンディファン



おもちゃ

リチウムイオン電池:事業者向けの啓発チラシ・ポスター(環境省)(https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/pdf/jigyosya_chirashi.pdf)を加工して作成

上記ごみは、他のごみと分けて、まずはメーカー等にお問い合わせください。

処理先が見つからない場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。

令和2年度から令和6年度の発火・発煙及び火災件数 67 件

主な火災事例

- ・令和2年6月25日(木)日明粗大ごみ資源化センター火災(消防出動・施設焼失)
- ・令和3年3月12日(金)皇后崎工場 一般ごみピット火災(消防出動・2日間ごみ受入停止)
- ・令和4年12月23日(金)皇后崎工場 一般ごみピット火災(消防出動・約1週間ごみ受入停止)



提供:
(公財)日本容器包装リサイクル協会

お問合せ先 北九州市 環境局 産業廃棄物対策課 ☎093-582-2177

7.事業系ごみについて詳しく知りたい方へ

● 事業者責任について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されており、事業活動で出たごみは、自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託して適切に処理しなければなりません。



● 古紙

古紙は、その品質や備わっている特徴(繊維の長さや強度など)に応じて、それぞれ異なる紙製品の原料として再利用されます。例えば、新聞紙は再び新聞紙に、段ボールは新しい段ボールへと生まれ変わるため、種類ごとに正しく分別し、必ずリサイクル業者へ搬入してください。



● 古着

企業ロゴの変更に伴うデザインのリニューアルや、長年の着用で使い古されたことによって不要となった制服・作業服は、単に廃棄処分するのではなく、自動車の内装材(吸音材や断熱材など)へとリサイクルすることが可能です。

「衣類から自動車部品へ」と用途を変えて循環させることは、資源を無駄にしないサステナブルな社会の実現に向けた有力な一歩となります。



● 廃木材

木製パレットや解体材、家具・建具、生木、枝葉などの廃木材は、合板などのリサイクル製品の原料や、家畜の敷き藁などとして再資源化することが可能です。

リサイクルが可能な廃木材については、市の処理施設へ搬入することはできません。適正な再資源化を行うため、必ずリサイクル業者へ搬入してください。



● 食品廃棄物(食品ロス・生ごみ)

食品ロスとは、まだ食べることができるにもかかわらず、さまざまな理由により廃棄されてしまう食品のことを指します。

食品ロスの削減に向けては、発生抑制をはじめ、再生利用の推進や「残しま宣言」運動など、市が実施する取組に事業者の皆さまのご理解とご協力が欠かせません。



● プラスチック

令和4年4月、プラスチックの設計から処理に至るまでのライフサイクル全体を通じて、資源循環の取組を促進する新たな法律が施行され、事業者に対する対応が求められています。「北九州市プラごみダイエット協力店」などの取組を通じ、プラスチック使用量の削減を進めていきましょう。



お問い合わせ先

一般廃棄物(事業系ごみ)の減量化・資源化に関すること…循環社会推進課	☎ 582-2187
一般廃棄物の収集運搬許可に関すること……………業務課	☎ 582-2180
産業廃棄物に関すること……………産業廃棄物対策課	☎ 582-2177
ごみの自己搬入に関すること……………施設課	☎ 582-2184
新門司工場	☎ 481-4727
日明工場	☎ 581-7976
皇后崎工場	☎ 642-6731



編集・発行

北九州市環境局循環社会推進課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL:093-582-2187 FAX:093-582-2196
E-mail:kan-junkan@city.kitakyushu.lg.jp